最終更新日：2015年7月1日

八洲電機株式会社
代表取締役社長　太田　明夫
問合せ先：取締役　今町　和至
証券コード：3153
http://www.yashimadenki.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、公正かつ透明な企業活動を行うことを経営の基本としており、この方針を支えるコーポレート・ガバナンスの重要性を充分認識し、経営の公正性・透明性、迅速な意思決定の維持・向上に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
公益財団法人八洲環境技術振興財団	1,430,000	6.56
八洲電機従業員持株会	922,159	4.23
落合　憲	646,900	2.97
日立アプライアンス株式会社	487,500	2.24
嶽山　富美江	443,000	2.03
株式会社日立製作所	400,000	1.84
落合　永二	395,000	1.81
株式会社三菱東京UFJ銀行	350,000	1.61
株式会社みずほ銀行	350,000	1.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	316,400	1.45

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
緑川　晃	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
緑川　晃	○	――	緑川晃氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験に基づき、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をしていただけると期待できることから、当社の社外取締役を務めていただいております。また、当社の取引関係においては、その意思決定に対し影響を与えないと判断し、特別な利害関係がないことから独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査役が、取締役または会計監査人との間で、意見および情報の交換を行う場を提供しております。
監査役と会計監査人である監査法人は、年間監査計画の確認を行うとともに監査結果の報告行っております。また、経営者や監査役会と適宜情報・意見交換等を行っております。
内部監査は、専任組織である監査部（部長１名）の業務監査課（３名）が業務の適法性・妥当性についての計画的な監査を実施し、その評価結果を都度社長に報告し、取締役および監査役に周知しております。また、監査部部長および監査部内部統制課（２名）が、財務報告に係る内部統制の有効性評価を行う内部統制推進委員会（11名）の事務局機能を果たしております。なお、監査部は、監査役および会計監査人と適切な連携を図っております。
監査役監査につきましては、法令ならびに定款およびその他の諸規則に準拠して、独立した立場で監査を実施しております。また監査役は会計監査人および監査部と情報・意見交換等適切に連携を図っており、充分な経営チェックを行う体制が整っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
宮　直仁	公認会計士													
立石　則文	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮　直仁	○	宮直仁公認会計士事務所 野村不動産オフィスファンド投資法人監督役員 (株)ツクイ社外取締役 (株)テセック監査役 双葉監査法人会長代表社員	宮直仁氏は、公認会計士として監査法人、会計事務所における豊富な経験と培われた専門知識を当社の監査に反映していただけると判断し、当社の社外監査役を務めていただいております。また、当社との取引関係においては、その意思決定に対し影響を与えないと判断し、特別な利害関係がないことから独立役員に指定しております。
立石　則文	○	東西総合法律事務所 グローバルワン不動産投資法人監督役員	立石則文氏は、所属法律事務所代表弁護士であり、弁護士としての豊富な経験、法律等に関する知見を当社の監査に反映していただけると判断し、当社の社外監査役を務めていただいております。また、当社との取引関係においては、その意思決定に対し影響を与えないと判断し、特別な利害関係がないことから独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、年度業績によって変動する業績連動報酬と固定報酬で構成しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役（社外取締役を除く）に支払った報酬等の総額は、８人に対し193百万円、監査役（社外監査役を除く）に支払った報酬等の総額は、２人対し24百万円、社外役員に支払った報酬等の総額は、２人に対し、14百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等
　連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
2. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの
　該当事項はありません。
3. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針
　(1)取締役の報酬は、年度業績によって変動する業績連動報酬と固定報酬で構成しております。
　(2)業績連動報酬は、全社の業績および本人の役割に応じた功績評価に基づき決定しております。
　(3)監査役の報酬は、固定報酬で構成しております。
　(4)役員の報酬については、株主総会で決議された報酬総額の範囲で、取締役の報酬は取締役会の決議により、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外役員に対して、取締役会の議案を訪問するなどして事前に配布するとともに、事前に説明を行っております。
また、社外取締役に対しては社長室長が、社外監査役に対しては常勤監査役が経営会議等重要な会議で審議された内容を説明する等により、情報の共有化を図っております。
さらに、監査役会に業務課を設置し、専従のスタッフを1名配置しており、社外監査役の業務をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会は、毎月１回定期的に、さらに必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項を審議・決定しております。業務執行につきましては、経営会議において業務執行の前提となる重要事項を審議し、取締役会に付議しております。なお、経営会議は、常勤取締役6名、執行役員１名、常勤監査役2名の9名で構成されております。監査役会は、定期的さらに必要に応じて臨時に開催しており、また監査役は取締役会に出席するとともに、重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧等を行っております。
内部統制につきましては、当社としては内部統制機能の充実を図り、社内のより高い企業倫理の確立に向けて努力しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会制度を採用しております。採用する理由は、内部統制システムおよび執行監査体制の充実に努めるためです。現在の役員構成は取締役8名（うち社外取締役１名）、監査役4名（うち社外監査役2名）であります。なお、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を確立し、経営責任を明確にするため、取締役の任期を定款で1年に定めております。また、当社の取締役は18名以内、監査役は5名以内とする旨を定款で定めております。
なお、社外取締役および監査役は会社法第427条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第１項に定める金額の合計額としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定発送日より、株主総会招集通知の発送を早める努力をしております。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会日を早める努力をしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに会社説明会を開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信などの資料を当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部IR広報課を設置しております。	
その他	株主様宛に年2回「株主通信」を作成し、送付しております。 個人投資家を対象としたIRイベントに出展しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場を尊重することを反映した八洲グループ行動規範を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、平成13年7月13日にISO14001の認証を取得しております。また、「環境方針」を策定し、「八洲電機は事業活動を行う上で、地球環境の保全を必須の課題と認識し、地球温暖化の防止・生物多様性の保全など地球規模の環境問題に常に関心をもち、持続可能な社会の実現のために貢献していきます。」という基本理念のもと、環境に配慮した製品およびサービスの提供や緑の募金など環境への貢献活動を実施しております。 また、環境と社会への取り組みを一冊にまとめた「八洲のCSRレポート2015」を発行しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「内部情報等管理規程」「株式等に関する内部者取引防止細則」を定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社およびグループ会社の取締役・従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、グループ各社とともに、市民生活との調和を図りつつ、公正かつ適切な経営を実現するため、法令、定款および社会規範・倫理(以下「法令等」と総称する。)ならびに「経営理念」および「八洲グループ行動規範」の遵守を徹底するとともに、その浸透をはかる。
(2)当社は、当社およびグループ各社の取締役および従業員(執行役員を含む。以下同じ。)の職務の執行が法令等ならびに「経営理念」および「八洲グループ行動規範」に適合することを確保し、その徹底をはかるためにコンプライアンス委員会(委員長:当社代表取締役)の運営と社内教育を行う。
(3)当社は、「内部通報規程」に基づき、当社およびグループ各社の従業員が、当社およびグループ各社における法令等の違反を含むコンプライアンス違反に関する事実を発見した場合、当社またはグループ各社のコンプライアンス担当部門あるいは外部通報窓口に通報する内部通報制度を設け、コンプライアンス違反行為に対応する。
(4)当社内部監査部署は、当社およびグループ各社の職務の執行が法令等に適合しているかにつき内部監査を行い、改善すべき事項を明確にした上で、助言や勧告を行うとともに監査結果について社長および監査役に報告する。社長は、担当する取締役およびグループ会社社長にその改善を指示するとともに当該会社の監査役に報告する。
(5)当社は、グループ各社とともに、金融商品取引法に対応するため、財務報告に影響を与える可能性のある勘定科目および拠点を選定し、その業務プロセス等の整備・運用状況を評価し、財務報告の適正性ならびに信頼性を確保する。
(6)当社およびグループ各社の取締役は、職務執行確認書を作成することにより、その職務の執行が法令および定款に適合していることを確認し、これを当社またはグループ各社の取締役会の職務執行監督および監査役の監査に供する。なお、グループ各社の社長は、当社の社長宛にコンプライアンス宣誓書を提出する。
2. 当社取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する事項は、「文書管理規程」に従って行い、取締役および監査役はかかる情報を常時閲覧可能とする。
3. 当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、グループ各社とともに、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会(委員長:当社代表取締役)を中心として、当社およびグループ各社の経営に影響を及ぼすおそれのある経営リスク・事業リスク等を総合的に認識し、評価するとともに、リスク管理体制をなお一層整備する。なお、リスク管理体制の整備には、経営に影響を及ぼす不測の事態が発生した場合にも対応できる体制を含む。
4. 当社およびグループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)当社およびグループ各社は、取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し機動的な意思決定を行う。なお、当社は、取締役会を月1回以上開催する。
(2)当社およびグループ各社は、取締役会において経営機構、代表取締役およびその他の職務執行を担当する取締役の職務分掌を定め、代表取締役および各職務担当取締役に職務の執行を行わせる。
(3)当社およびグループ各社は、取締役および常勤監査役等にて構成される経営会議等を設置し、職務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から定期的に協議し審議する。なお、当社は、経営会議を月1回以上開催する。
(4)当社は、グループ各社とともに、グループとしての中期経営計画を策定し、これを具体化するため、毎事業年度ごとにグループ全体の予算方針および重点戦略等を定める。
5. 当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制
当社は、グループ会社の管理について、「関係会社等管理規程」に基づき適切に推進する。また当社は、グループ各社への内部監査を実施し、グループ各社の業務全般にわたる適正性を確保する。
6. 当社グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
(1)グループ各社は、「関係会社等管理規程」の報告事項に定めた決算書、経営計画書、月次決算書、その他必要と認めた書類について定期的に当社へ報告を行う。
(2)当社は、グループ各社の社長が出席するグループ会社報告会を定期的に開催するとともに、グループ各社において重要な事象が発生した場合には、グループ各社の社長は、当該事象について当社社長および関係取締役に報告を行う。
7. 当社監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
当社は、監査役の職務を補助する専属の部署(以下「監査役担当部署」という。)を設置する。また、当社は、監査役がそのほかに補助者を必要とするときは、補助者となるべき従業員の所属する部門の担当取締役にその旨を連絡し、当該取締役は速やかに必要な措置を講じる。
8. 前項の当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
当社は、監査役担当部署に所属の従業員および前項により監査役の職務を補助することとなった従業員の人事異動・人事評価・懲戒処分等について監査役の事前の同意を必要とする。
9. 第7項の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役担当部署所属の従業員および第7項により監査役の職務を補助することとなった従業員は、その職務を補助する限りにおいて監査役の指揮命令に従わなければならない。
10. 当社の取締役および従業員ならびにグループ会社の取締役、監査役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
(1)当社は、監査役会と協議の上、取締役および従業員が監査役に報告すべき事項を「取締役会規程」で定める。なお、取締役は、その定められた事項について監査役に報告するとともに、その他、当社またはグループ各社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告する。
(2)当社の取締役および従業員ならびにグループ各社の取締役、監査役および従業員は、当社の監査役からその職務の執行に資する情報について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
11. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社監査役への報告を行った前項の者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役および従業員に、ならびにグループ各社の取締役、監査役および従業員に周知徹底する。
12. 当社監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理にかかる方針に関する事項
監査役が職務を遂行するために生ずる費用の前払いまたは償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務については、当社が監査役の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、処理するものとする。
13. その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)当社は、監査役に対し、重要な決裁書類を供覧し、監査役がいつでも経営情報をはじめとする各種の情報を取得できる体制をとる。
(2)当社は、監査役が、取締役または会計監査人との間で、意見および情報の交換を行う場を提供する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社は、「八洲グループ行動規範」に基づき、グループ各社とともに、反社会的勢力との関係遮断を遂行するための体制をとる。また、取引先については、取引開始時に反社会的勢力でないことを確認する。
2. 当社は、グループ各社とともに、反社会的勢力には毅然とした対応をするが、反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに警察当局および顧問弁護士等に通報・相談して対応する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示に係る社内体制の状況は次のとおりであります。
1. 決定事実に関する情報の取扱い
当社は、適時開示規則の決定事実に該当する重要事項の機関決定は、原則として取締役会（毎月１回及び必要に応じ随時開催、監査役も出席）が行います。
重要事項を決定した場合、情報開示担当役員の指示により開示規則に従い適切な時期に、情報開示担当部門より速やかに開示します。
2. 発生事実に関する情報の取扱い
当社およびグループ会社に係わる発生事実は、情報集約担当部門を通じて、情報開示担当役員の下で一元管理する体制をとっております。
各部門の管理責任者ならびにグループ会社の代表者は、適時開示規則の該当事実の発生を把握した時点で直ちに、情報集約担当部門に報告します。
情報集約担当部門は必要な情報・資料を収集し事実関係を迅速に把握し、内部情報等管理規定および関連諸法令等に基づき、また任意開示の是非も考慮したうえで、情報開示担当役員と協議し開示要否の判断を行います。
情報開示担当役員は、取締役会に報告し（緊急の場合は代表取締役の判断でこれを行う）、承認を得たうえで情報開示担当役員の指示により情報開示担当部門より速やかに開示します。
3. 決算に関する情報の取扱い
(1)本決算
経理部門長は会計データに基づく決算資料と、経営企画部門が作成した定性情報ならびに翌期の業績予想に基づいて決算短信を作成します。
決算短信は経営会議を経て、取締役会へ付議されます。
取締役会は経理部門長ならびに経営企画部門長の説明のもとに審議し、決算短信の開示内容の適否を判断します。
情報開示担当役員は、取締役会の承認に基づき速やかに決算短信を開示します。
(2)四半期決算
経理部門長は会計データに基づく決算資料と、経営企画部門が作成した定性情報ならびに翌期の業績予想に基づいて四半期決算短信を作成します。
四半期決算短信は経営会議に付議されます。
経営会議は経理部門長ならびに経営企画部門長の説明のもとに審議し、四半期決算短信の開示内容の適否を判断します。
情報開示担当役員は、代表取締役の承認に基づき速やかに四半期決算短信を開示します。
(3)業績予想の修正について
経営企画部門長は、業績データならびに業績に関連する情報に基づく通期及び各四半期累計の業績見通しを四半期ごとに策定します。
また、売上、コスト、経費等業績に大きな影響が見込まれる状況が発生した場合は、随時策定します。
経営企画部門長は、その時点における業績見通しとそれまでに公表した直近の業績予想との差異が、適時開示規則の軽微基準か否か、軽微基準内であっても開示に必要性がないかどうかについて検討し、取締役会に対し、業績予想の修正に関する適時開示の要否を付議します。
開示必要と決定した場合、取締役会は情報開示担当役員に速やかに開示するよう指示します。
なお、緊急の場合は、代表取締役が開示要否の判断を得ます。

【会社の機関・内部統制の関係を分かりやすく示す図表】

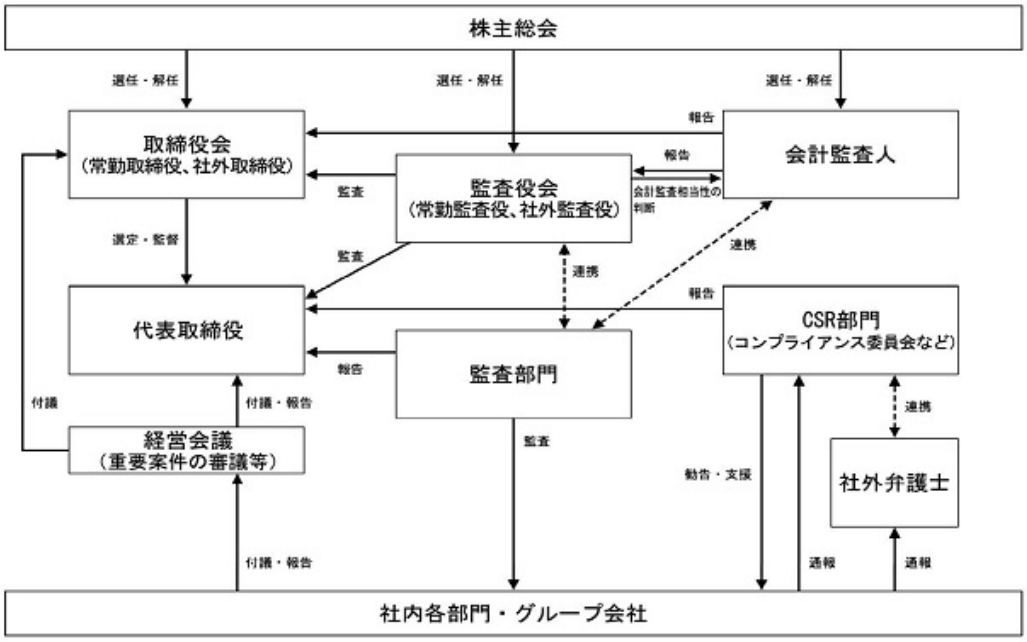

【当社の適時開示に係る社内体制および業務フロー】

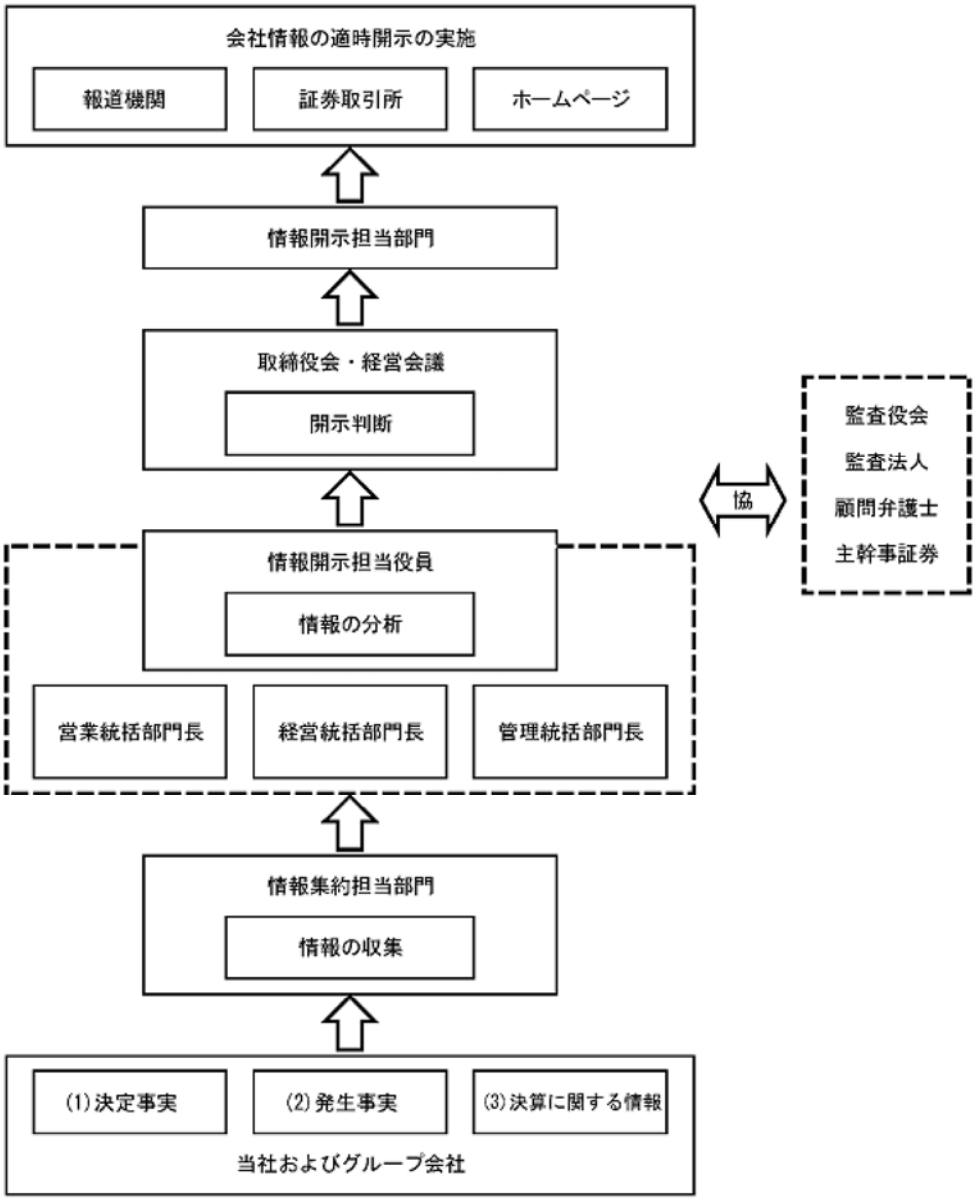

以　上